(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年十月二十日に東京で

日本国外務大臣　茂木敏充

マレーシア国防大臣

モハメド・カレド・ビン・

ノルディン閣下

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、マレーシア政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年十月二十日に東京で

マレーシア国防大臣

モハメド・カレド・ビン・

ノルディン

日本国外務大臣　茂木敏充閣下

○外務省告示第三百三十三号

令和八年十月五日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成三十年三月十四日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった保健医療サービス改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十四号

令和八年八月二十八日にマプトで、ナテテ橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナテテ橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与等の限度額　十六億九千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・デ・ファティマ・シマン・マンソ外務協力省外務・在外モザンビーク人コミュニティ担当国務長官

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十五号

令和八年九月三十日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億六千万円

3　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

エチオピア側　アフメド・シデ財務大臣

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千七百十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年十月七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25067	ジメテナミドＰ・レナシル水和剤	レナスター快粒	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25068	ジメテナミドＰ・レナシル水和剤	フィールドスターＰＤｕｏ ＷＤＧ	東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号 ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ

○農林水産省告示第千七百十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年十月二十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25069	グルホシネート液剤	ゴーオンＰＲＯ	東京都千代田区富士見一丁目12番9号 株式会社ハート　代表取締役社長　濱島啓太
25070	シクロピラニル・ジメスルファゼット・フロルピラウキシフェンベンジル粒剤	ダイダロス１キロ粒剤	東京都中央区晴海一丁目8番10号 シンジェンタ ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25071	ジラム水和剤	コニファーシャワー	東京都港区東新橋一丁目9番2号 保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25072	スピノサド・ソルビタン脂肪酸エステル水和剤	カダンセーフＭＡＸ	東京都千代田区神田美倉町11番地 フマキラー株式会社　代表取締役社長　大下一明
25073	レナシル・ＰＡＣ水和剤	ホクコーレナパック快粒	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第千七百十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録を失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

令和８年９月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
2280	マラソン乳剤	日農マラソン乳剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
16714	フルバリネート水和剤	マブリック水和剤２０	〃
16721	フルバリネートくん煙剤	マブリックジェット	〃
17943	フルバリネート乳剤	マブリックＥＷ	〃

令和８年９月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23352	クロラントラニリプロール・アミスルブロム水和剤	ヘッド顆粒水和剤	東京都中央区日本橋二丁目5番1号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
23821	クロラントラニリプロール・トリシクラゾール粒剤	アドニス箱粒剤	〃